

山形県スキー連盟補助金等の交付に関する規程

平成27年10月17日制定

(目的)

第1条 この規程は、補助金等の交付の申請、決定等に関する基本的事項を規定することにより、補助金等に係る事務執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「補助金等」とは、山形県スキー連盟が交付する補助金、交付金（強化費含む）をいう。

2 この規程において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事業をいい「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

(補助事業者等の責務)

第3条 補助事業者等は、補助金等を公正かつ効率的に使用し、交付の目的に従って誠実に補助事業等を行わなければならない。

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）に事業計画書を添え、会長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第5条 会長は、補助金等の交付の決定をしたときは、補助金等交付決定通知書（様式第2号）により、補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助金等の変更交付申請)

第6条 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等変更交付申請書（様式第3号）により、あらかじめ会長に申請をしなければならない。

(1) 補助金等の交付申請額を変更しようとする場合

(2) 補助事業等の内容又はこれに係る経費の配分を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合

(3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合

(補助事業等の遂行等)

第7条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容に従い、補助事業等を行わなければならない。

2 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難になった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者等は、補助事業等が完了した日から起算して、30日を経過した日までに補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書（様式第4号）に収支決算書及び会長が必要とする書類を添えて会長に報告しなければならない。

(補助金等の交付)

第9条 補助金等は、その額の決定後において交付するものとする。

(帳簿の備付等)

第 10 条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管しておかなければならない。

(適用除外)

第 11 条 補助事業等のうち、会長が別に定めるものについては、この規程の全部又は一部を適用しない。

(規程の改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

様式第1号

平成 年 月 日

山形県スキー連盟
会長 富田 政利 様

申請者 住 所
氏名又は名称

補助金等交付申請書

平成 年度において（補助事業等の名称）について 円を交付されるよう山形県
スキー連盟補助金等の交付に関する規程第4条の規定により関係書類を添付して申請しま
す。

様式第2号

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者氏名 様

補助金等決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった（補助事業等の名称）に対し、山形県スキー連盟補助金等の交付に関する規程により、下記の条件を付して平成 年度補助金を交付することに決定したので、同規程第5条の規定により通知します。

平成 年 月 日

山形県スキー連盟会長 富田 政利 ㊟

記

- 1 補助事業者等は、次にあげる場合は、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。
 - (1) 補助金等の交付申請額を変更しようとする場合
 - (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合
- 2 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けなければならない。
- 3 補助事業者等は、山形県スキー連盟監査委員の監査を受けることがあるので、証拠書類等を常に整理保存しなければならない。

様式第3号

平成 年 月 日

山形県スキー連盟
会長 富田 政利 様

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者名 ⑩

補助金等変更交付申請書

平成 年 月 日付けで交付決定の通知があった（補助事業等の名称）について次のとおり変更（中止・廃止）したいので、山形県スキー連盟補助金等の交付に関する規程第6条第1項の規定により申請します。

- 1 補助金等の名称及び交付決定済額
- 2 変更（中止・廃止）予定年月日
- 3 変更（中止・廃止）の理由
- 4 変更後の事業計画
- 5 変更後の収支予算

様式第4号

平成 年 月 日

山形県スキー連盟
会長 富田 政利 様

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者名 ⑩

補助事業等実績報告書

平成 年 月 日付けで交付決定の通知があった（補助事業等の名称）について、
山形県スキー連盟補助金等の交付に関する規程第8条の規定により、その実績を関係書類
を添付して報告します。